

◎新潟県告示第861号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はりきゅう利七	糸魚川市大字木浦701甲	平成28年6月30日
医療法人社団 井村整形外科医院	長岡市大島本町5丁目115-10	平成28年6月30日
荒川診療所	南魚沼市長崎34の6	平成27年12月31日
高田メディカルクリニック	上越市本町5丁目3番24号 當選ビル 2F	平成27年8月23日
新保眼科医院	三条市東三条2-11-32	平成27年8月31日